

インドネシアー関税制度 「関連法」 詳細

1. 基本法

1995年第10号通関法（2006年11月15日付法律第17号で改正）

2. 輸入関税、罰金、追徴金の還付手順

（2005年5月26日付財務大臣規定2005年第38号(No.38/PMK.04/2005)）

輸入関税、罰金、追徴金の還付手順についての規定。以下のような場合、納付した関税の一部あるいは全部の還付を受けることができる。

- ① 税関職員による関税率および/あるいは通関価額の決定で生じた関税の過払い
- ② 関税総局長による関税率および/あるいは通関価額の再決定で生じた関税の過払い
- ③ 事業活動で生じた過失による関税の過払い
- ④ 関税の減免便宜を得た輸入品
- ⑤ 特定の理由により再輸出しなければならない、あるいは税関職員の監視の下で廃棄処分しなければならない輸入品
- ⑥ 実際の輸入数量が納付した関税分より少ない場合、注文と輸入品が異なる場合、あるいはより低品質な場合等
- ⑦ 実物検査なしで輸入承認が供与された（グリーンレーンの）液状輸入品で、実際の数量が納められた関税分より少ない場合（輸入品の毀損により数量が異なることを説明した報告書、ならびに監査結果リコメンデーションが必要）
- ⑧ 上訴判決で関税過払いと認められた場合

また、以上のように還付された関税に直接関係する、1995年第10号通関法違反として納められた罰金、追徴金の一部あるいは全部、および上訴判決で罰金過払いと認められた分の還付も認められる。これらの還付の申請は、輸入品の船降ろし地および/あるいは通関地の税関長宛てに提出し、還付についての財務大臣決定を受けた後に、銀行送金で還付を受ける。

3. 関税監査と物品税監査

（2012年12月9日付財務大臣規定2011年第200号(No.200/PMK.04/2011)）

輸入業者、輸出業者、一時蔵置業者、保税地区蔵置業者、通関業者、関税法で規定された輸送業者、工場または倉庫の事業者、物品税が免除される物品を取り扱う輸入業者や流通業者、使用業者を対象に、関税監査および/あるいは物品税監査が行われることがある。

監査には、危機管理に基づき選別的に定期あるいは随時行われる一般監査と、重要度に応じて随時行われる特別監査、および刑事事件の疑いがある場合に随時行われる取り調べ監査の3種類がある。

4. 品目分類に関する事前教示制度

(2016年12月19日付財務大臣規程第194号 (No.194/PMK.04/2016))

輸入者の申請を受けて税関が品目分類に関する事前教示を実施する。申請を不備なく受理した場合、30営業日以内に品目分類に関する審査結果を書面で通知する。同書面は、発行から3年間の法的拘束力を有する。

申請には税関所定のフォームを利用し、

(1) 輸入者及び輸入品の一般情報：会社概要、納税者番号 (NPWP)、事業基本番号 (NIB)、輸入予定港、輸入予定品の概略等

(2) 輸入品の技術的情報：商標、図やカタログ、製品の仕様書、材料証明書、製造プロセス、分析結果等

を提出する。

申請を受けて税関総局は書類を確認し、必要に応じて追加で物品のサンプルや資料の提出を求める。税関総局から追加資料を求められた場合、輸入者は追加データを求められた日から14営業日以内に要望のあった資料を提出する。期限内に提出しない場合には、申請は自動的に却下される。税関総局は、追加資料を含めた申請内容を不備なく受領した日から30営業日以内に審査結果を通知する。

審査結果は、品目分類を記載した税関総局長の決定書、あるいは却下通知書で通知される。決定書は発行日から3年間は有効。決定書の発行後に輸入者が同物品を輸入する場合、通関時に同決定書の写しを添付することで通関時の品目分類が確定する。決定書は有効期限の間、繰り返し使用することができる。

以上